

全建事発第 010 号

令和 5 年 4 月 13 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤 男

安定した輸送力確保に向けた取組にかかる支援要請について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業は経済活動、国民の生活を支える重要なインフラの一部を担っているところ、運転手の長時間労働、低賃金化、高齢化の進行など、貨物自動車運送事業の事業継続に必要な運転手の確保が困難な状況が生じております。

また、日ごろ工事現場にて従事する大型ダンプ車両等については、災害発生時には土砂、廃棄物等の排除等を担っているところ、地域によっては大型ダンプ車両等の確保が困難な状況が危惧されております。

このため、一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として、平成 30 年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃收受を支援することを目的に、令和 2 年 4 月に「標準的な運賃」を告示されています。

国土交通省より別紙 1～3 のとおり、「標準的な運賃」についての周知依頼があり、本会より本年 1 月 30 日付事務連絡で通知させていただいております。また、国土交通省より別紙 4 のとおり、ダンプ輸送をはじめとして他 3 車種を対象とした実態調査結果に基づき、割増率が周知されています。

また、本年 4 月 12 日には、公益社団法人全日本トラック協会より、本会に来訪の上、別紙 5 のとおり標準的な運賃收受への支援要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省建設業課から各団体（当会含む）のメール依頼文
- ・別紙2 国土交通省自動車局貨物課長依頼文
- ・別紙3 トラック輸送における「標準的な運賃」周知リーフレット
- ・別紙4 ダンプ車の割増率について（国土交通省→全日本トラック協会）
- ・別紙5 全日本トラック協会からの要請文

※（参考）国土交通省（貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）（議員立法）概要）HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html

以 上

【担当】事業部 山中
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp